◎　この申請書は、漁網、活字に常用されている金属など所得税法施行規則第 26 条各号に掲げる減価償却資産について特別な償却率の認定を受ける場合に提出するものです。

◎　この申請書は、2 部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。